

ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁の防止に係る 暫定指導指針の改正について

平成 25 年 3 月 22 日
環境省農薬環境管理室

1. 指導指針の概要

ゴルフ場での農薬使用が原因となる水質汚濁問題に関し、環境省は、水質保全の面から地方公共団体がゴルフ場を指導する際の参考となるよう、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」（平成 2 年 5 月 24 日環水土大 77 号環境省水質保全局長通知）を定め、排水中の農薬濃度が超えてはいけない値として指針値（以下「ゴルフ場指針値」という。）を示している。

これまで、新規農薬の登録、登録農薬の失効やゴルフ場において使用される農薬の消長等を踏まえ、5 次にわたり本通知の改訂が行われ、現在、72 農薬についてゴルフ場指針値が設定されている。

2. 改正の理由

これまで、ゴルフ場指針値は全国的にみてゴルフ場で使用される主要な農薬について定められていたが、平成 17 年 8 月に水質汚濁に係る農薬登録保留基準（以下「水濁基準値」という。）が改正され、現在、既登録農薬を含め基準設定が進められている。このため、水濁基準値が策定された農薬についても、ゴルフ場指針値を定めることとする（水濁基準値の 10 倍値）。

なお、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年 3 月 7 日農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき、農薬使用者はゴルフ場において農薬を使用するときは、毎年度、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出することから、都道府県において、ゴルフ場農薬の流出実態を調査する際には、その情報を踏まえ、ゴルフ場排水の水質汚濁実態を調査することとした。

3. 改正の主な内容

- ① 基本的考え方として、別表に示す農薬に加え、水濁基準値が定められている農薬について、ゴルフ場指針値を設定することとする旨を追加（水濁基準値の 10 倍値をゴルフ場指針値とする）。
- ② 既にゴルフ場指針値が定められた農薬について、水濁基準値が新たに設定又は改訂された場合は、従前の値に変えて水濁基準値の 10 倍値をゴルフ場指針値とする規定を追加。
- ③ 農薬使用状況等の把握について、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める

省令第5条に基づく報告を活用する旨を追加。

- ④ ①～③の改正を踏まえ、別表においてゴルフ場指針値を掲げている農薬について、既に水濁基準が定められている農薬を表から削除。また、既に失効し使用されていない農薬についても表から削除。
- ⑤ 環境省のホームページに、現在、水濁基準値を掲載しているが、今後、ゴルフ場指針値についても掲載することとし、水濁基準値の設定・改正時に、随時ゴルフ場指針値も追加・修正することとする。

4. 改正のスケジュール

平成25年

3月下旬

～ : パブリックコメントの実施

4月下旬

5月以降 : 都道府県知事に通知